

第7回美化推進計画市民検討委員会会議録

平成22年4月6日(火)午後1時30分～3時30分

会 場 市長公室

出席者
(欠席者)

市:環境課(事務局)
市川環境課長、坂間副課長、高瀬ごみ対策係長、岡環境保全係主査
検討委員会委員
出席者 草村委員、清水委員、倉原委員、高野委員、川上委員、柳田委員、岡澤委員
羽石委員、北澤委員
欠席者 柳川委員

会議次第 別紙のとおり

配布資料

備考欄

会議名：美化推進計画市民検討委員会 会議録

1 開 会

市川環境課長あいさつ

2 あいさつ

倉原委員長

3 議 事（倉原委員長議事進行）

（1）パブリックコメントについて

3月1日から1ヶ月間実施したパブリックコメントによせられた意見について、12人から24件有り、それぞれの意見について事務局案を示し、本委員会としての市の考え方をまとめる作業を行った。その結果は別紙のとおりとなりました。

・主な意見等

委 員—パトロールはどの様にするのか。同じ色の服装では何のパトロールか分かりづらい。

事務局—2人一組で午前7時から11時までと午後4時から8時までの計8時間で、各駅東西口を順に、週五日を予定。警備会社に委託する予定。服装については、防犯や放置自転車（シルバー）とダブらないよう内部で調整したい。

委 員—犬の予防接種の際にどの様な指導をしているのか。

事務局—マナーのパンフレットを渡しているようだ。入間東部2市1町で構成するふじみ野地区狂犬病予防協会があり、獣医師とも協力しながら統一した行動が取れるようしていると聞いている。

委 員—神奈川などでは罰則があるようだが、罰則無しで効果が表われないのでは。

事務局—最初から罰則ありきではなく、やっていく中で検討したい。

委 員—みずほ台西口はスーパーマルエツまで区域指定できないか。

事務局—都市計画で言う商業地域及び一部近隣商業地域を区域指定した。今回はさし当たってこれでスタートし、5年間の期間の中で必要があれば、見直しをすることとしたい。

委 員—パブリックコメントに対する考え方をまとめた上で、また公表するのか。

事務局—決裁後に公表する。

委 員—「啓蒙」という言葉は行政としては避けるべきではないか。

事務局—削除したい。

委 員—（案）が取れた時点でこの検討委員会としてどこまでやるのか。それが一番気になる。誰が計画を推進していくのか。

事務局—計画（案）をまとめるまで。一市民に戻ったら是非計画の推進に協力をいただきたい。4の計画の推進体制にあるように環境施策推進市民会議や町会、商店会市民団体、商工会などの市民・事業者と行政や近隣市町と連携しながら推進していく。

委員—ここは出来る。あれなら出来るなど話し合いの材料になる。環境施策推進市民会議も地区ブロック制になり、(そういった)意見も出てきている。

委員—たばこ屋やコンビニが喫煙場所を自主的に撤去している中で、会社の送迎バス乗場に灰皿を設置している実態もある。

事務局—吸殻を捨てるよりまとめた方が良いという善意で設置していると思われるが、把握はしているので、乗り入れている会社には周知したい。

委員—指定喫煙場所については、どの様に扱うか。吸う気になればパチンコ屋等でも吸える。駅構内も禁煙になっているので……。駅を出てやっとタバコを吸えるという気持ちも分かるが、我慢して家まで帰り吸えば良いと考えると指定喫煙場所は無くて良い。あえて設置するとタバコ以外のごみまで捨てられてしまう。

委員—タバコを吸う人はどのように考えるか。さすがに店の中にまで入って吸う人はいないと思う。吸うのを我慢できるのは特殊な部類で、全てのタバコ吸いが我慢するのは難しいので、各駅東西口に一箇所ぐらいは指定喫煙場所があつて良いと思う。

委員—お金をかけてでも一箇所ぐらいつけておかないと禁止とは言えない。
事務局—囲いや空気清浄機はないがJTが設置してくれるという話もある。

委員—駅前に一箇所でもあれば、あちらで吸ってくださいとも言える。喫煙場所は東西口一箇所ぐらいは止むを得ないのではないか。

事務局—市内（6箇所の内）一箇所ぐらいはモデルケースになるような喫煙所設置をJTに交渉してみたい。

以上の様な意見ややり取りがあり、検討委員会の案としては、各駅東西口に一箇所ずつ指定喫煙場所を設置するという結論に達しました。また、美化推進計画そのものについても良く出来たとの評価をいただきました。

(2) その他

委員から美化推進計画の6ページの市民の役割の囲みの4点目「・買い物や散歩など、外出の際にはごみを拾うよう務めます。」の中で「買い物」は削除すべきとの意見があり、削除することに決しました。

4 閉会

北澤副委員長